

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町地域福祉計画 第3期計画		
意見等募集期間	令和3年1月7日(木)から令和3年2月5日(金)まで		
意見等提出者数及び整理番号	2名 (NO. 1-1 ~NO.2-25)		
意見等提出件数	30件 (内公表なし2件)		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方 ※当該計画書(案)と無関係な意見は公表していません			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	P3 1 計画の概要	1. 計画の概要文中3段落目の3行目、『「支える側」「支えられる側」という関係を超えて住民一人ひとりが支えあうことが大切です。』の文章について『「支える側」「支えられる側」という相互の関係を高め合うことが大切です。』に変えてはどうか。	「支える側」、「支えられる側」に固定するのではなく、時にはそれぞれの状況になりうる可能性があります。引き続き支え合い、助け合える環境づくりを進めてまいります。
1-2	P4 2. 地域福祉と「自助・共助・公助」	(1)地域福祉とは、の全体文章について「地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、自分らしく誇りをもって地域の一員として、普通の生活を送ることができるような状態を創っていくことです。」に変えてはどうか。	町の考え方として1-1の回答のように「支える側」、「支えられる側」に固定するのではなく、時にはそれぞれの状況になりうる可能性があります。ともに支え合い、互いに助け合う地域づくりに取り組んでまいります。
1-3	P4、2. 地域福祉と「自助・共助・公助」	本計画の冒頭に地域福祉社会全体の概念として、「自助・共助・公助」を既成概念とするのは、如何なものか。	地域福祉を推進するためには、「自助」、「共助」、「公助」、これらの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要であることから、計画の考え方に位置付けています。

1-4	P7 ①地域福祉計画 ①地域福祉計画の一段落目の3行目について	「基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。」を「基本的な方向性・理念及び仕組みづくりをする計画です。」に変えてはどうか。	ご意見のとおり、P6 と考え方を合わせて「地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念及び仕組みづくりをする計画です。」に修正いたします。
1-5	P45 第3章の1.計画の基本理念	1.計画の基本理念の文章中2段落目の最後の文、ともに支え合う地域福祉の形成に努めます。をともに支え合う地域福祉を形成します。に変えてはどうか。	ご意見のとおり、「ともに支え合う地域福祉を形成します。」に修正いたします。
2-1	地域福祉計画全体(句読点)について	読点が「,」(カンマ)ではなく、「、」になっています。県の公文書、町の公文書では読点としては「,」を使うという事が定着しているように思われます。	ご指摘のように、多くの県の公文書、町の公文書では「,」を使用していますが、現在「、」が一般化しているため、このままとします。
2-2		【公表なし】	
2-3	3 ページ 1 計画の概要	タイトルには「計画の概要」とありますが、3ページに書かれていることは、計画策定の背景であって、本計画の内容の概要(ポイント)については書かれていません。「計画策定の背景」などと、タイトルを変えてはどうでしょうか。	ご意見のとおり、「計画策定の背景」に変更します。
2-4	3 ページ 1 計画の概要 4 段落目、2 行目	「高め合う」とありますが、何を高めあうのでしょうか。おたがいに人間としてのクオリティ(質)を高めあうのでしょうか。それとも、本文にあるように、「地域、暮らし、生きがい」を高めあうのでしょうか。	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) 子供・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を原文のまま活用しています。 ここでいう「高め合う」というのは、地域で暮らすすべての人々がともに支え合いながら、それぞれの地域、暮らし、生きがいなど生活の質を向上していくことと考えます。
2-5	3 ページ 1 計画の概要 4 段落目、2	「『地域共生社会』の実現」とありますが、「用語解説」をつけ、その用語が使われている本文に「※」などの印をつけておく	貴重なご意見として、資料作成にあたり、参考とさせていただきます。

	行目	と、読み手としては便利です。	
2-6	4 ページ 2 地域福祉と 「自助・共 助・公助」 (2)「自助・ 共助・公助」 の考え方	「地域福祉の推進にあたっては、『自助・共助・公助』の視点が重要なポイントです。」とあります。「自助・共助・公助」ということばが意味するのは、それぞれの役割があり、そのバランスが大切だということだと思います。決して、自助→共助→公助という図式が固定化されるものではないと思います。	ご意見のとおり、「自助・共助・公助」には、それぞれの役割があり、そのバランスが大切だと考えます。また、それぞれの考え方の意味合いもことなります。ここでは自助→共助→公助という図式が固定化されるものではありません。こちらの図はそれぞれの考え方のイメージを掲載したものととなります。
2-7	4 ページ(2) 「自助・共 助・公助」の 考え方 イラ ストとその下 の説明	他市町村の計画をみると、今回の利根町の計画の自助や共助や公助のイラストとその下の説明が、それぞれが同じでした。もし、公的な資料からの引用であれば、その出典元を明記したほうが良いと思います。	イメージ図については、本計画策定業務委託業者が考えた図を引用しています。そのため、引用は表記しないものとします。
2-8	4 ページ・イ ラスト「自助」 の下の説明	自助について、「町民ができること」として、「普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。」とあります。「あいさつ」することが自助になるのでしょうか。また、「困っている人への声かけ」は、互助の範ちゅうにはいるのではないかと考えます。	最も身近な取り組み、また、子どもも取り組めるものとして、「あいさつ」を例に挙げています。日頃交わす一言がきっかけで変化に気づいたり、困った時に「助けて」と言い合える関係をつくるには、あいさつや声かけが重要です。顔の見える地域づくりにより、防犯、防災、災害時には大きな地域力となり、安全・安心に暮らせる町づくりにつながると考えられます。
2-9	5 ページ全 体	このページまるごとが、前期計画そのままです。 今回の地域福祉計画(案)には、はいってはいないのですが、「ダブルケア(育児と高齢者介護をひとりで担っているケース)」や「ヤングケアラー(18歳未満の子どもが親の介護をしているようなケース)」など、深刻な課題も出ています。	P5 については、前期計画の考えを踏襲した形で表記しております。 ダブルケア等の取組については、P79 以降「基本目標4 誰にとっても住みやすく安心して暮らせるまち 取組方針2 福祉サービスを提供する仕組みの充実」にて記載しております。
2-10	6 ページ「3 計画の位置 づけ」の図	他市町村の計画をみると、本計画(案)の6ページの図とまったく同じものがありました。公的な資料からの引用であるとした	イメージ図については、本計画策定業務委託業者が考えた図を引用しています。そのため、引用は表記しないものとします。

		ら、その出典元を明記すべきだと思います。	
2-11	7 ページ ①、②の説明文の末尾	①の末尾が「計画となります。」②の末尾も「計画となります。」となっています。「計画です」といきらず、「計画となります」とした理由があれば、教えてください。	ご意見を踏まえ、「計画です」に変更します。
2-12	13 ページ 1. 町の概況 3 段落目の 2 行目	「昭和 30 年の町制施行により利根町が誕生」とありますが、決して「利根村」が町制施行によって「利根町」になったわけではありません。上記の記述の仕方は誤解を招くと思います。「文村、布川町、文間村、東文間村の合併により利根町が誕生」と正確に記述すべきです。	ご意見を踏まえ、「昭和 30 年、布川町、文村、文間村、東文間村の1町3か村が合併して利根町が誕生」に変更します。
2-13	13 ページの図	利根川が描かれていないので、利根町、利根川、千葉県的位置関係がイメージしにくいと思います。	貴重なご意見として、資料作成にあたり、参考とさせていただきます。
2-14	21 ページ ②児童数の推移、③子どものいる世帯の状況	②では「児童」といい、③では「子ども」となっています。「児童福祉法」などの法令上、「児童」は 18 未満であることは知っています。このページでの「児童」も「子ども」も同じ意味だろうことは推測できます。ただ、読み手が混乱するのではないかというおそれもあります。なんらかの注意書きが必要だと思います。	ご意見のとおり、児童福祉法上では「18 歳未満の者」が「児童」にあたります。「子ども」については総称した一般的な呼称となります。特に注釈等はつけずこのままとします。
2-15	23 ページ	「子ども・高齢者・障がい者等の状況」として、このページでは、「高齢者のいる状況」で終わっていますが、「生活保護の受給状況」や「町内でのボランティア活動」についても入れたらいいように思います。	貴重なご意見として、資料作成にあたり、参考とさせていただきます。
2-16	25 ページ (3)障がい者の状況	「障害者手帳所持者」として、「療育手帳」も含めた数をあげています。「療育手帳」は、他の「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」とは法的な性格が違うと思います。	厚生労働省のホームページ上でも記載していますように障害者手帳というのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称した一般的な呼称となります。

2-17	41 ページ (9) 成果指標の状況	6つの成果指標があげられ、それぞれのアンケート結果が出ています。この結果から、さまざまな課題も抽出できるように思います。もう少し細かな分析があってもいいかなと思います。	計画書については、ページに限りがありますので、このままとします。
2-18	42 ページ ⑥ 成果指標 6 利根町の定住意向	「これからも利根町に住み続けたい」と思う人たちの理由は、それぞれだと思えます。「総合振興計画」や「ひと・まち・しごと」の計画では、一般的な「定住意向」でも意味はあると思いますが、地域福祉計画のなかでは、少しミスマッチのような気がします。	ここでは客観的な指標として「これからも利根町に住み続けたい」と思う方の割合を掲げています。「福祉」を含めて利根町の魅力を感じてこれからも住み続けたいと思える方が多くなるよう、各施策に取り組んでまいります。
2-19	55 ページ 取組方針 1 地域における交流機会の充実・表(地域)	一番下に「子ども会やサロン活動をもっと活発にして、情報交換の場にします。」とあります。少子化が進み、地域のなかで「子ども会」を維持することが困難になり、ひとつ、またひとつと「子ども会」が消えていっています。こうした現状をうけ、区よりも大きなエリアのなかに「子ども会」をつくり、子どもたちが活動できる場をつくってはどうか。	貴重なご意見として、事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
2-20	67 ページ 地域への愛着～地域に愛着がある人の方が、生活課題の解決や周りの人の手助けに対して前向き～	地域への愛着があることによって回りにも関心を持ち、そして行動できるということだと思えます。利根愛をはぐくみ、大きく育てていく施策が町の活性化、人の活性化につながっていくように思います。	貴重なご意見として、事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。
2-21	70 ページ 取組方針 1 地域への愛着と福祉に対する意識	表の1番下「自分の子や孫、地域の子どもなどに町の文化や歴史、産業などのことを伝えます」について 子どもたち、高齢者の交流が地域につくられることは、社会福祉にとっても、とても	貴重なご意見として、事業の実施にあたり、参考とさせていただきます。

	の向上「地域【共助】」	貴重な財産になる可能性があります。こうした交流が始まるためには、何かきっかけが必要だと思います。	
2-22		【公表なし】	
2-23	74 ページ 「施策の方向性」	「支え手」「受け手」という区別は、あいまいなものです。「支え手」がいつの間にか「受け手」になり、「受け手」がいつの間にか「支え手」になっていたりします。そうした状態が、「地域共生社会」にとって望ましい形のような気がします。こうしたことを、地域共生社会をおし進めていくなかで、町民に強くアピールして行って下さい。	「支える側」、「支えられる側」に固定するのではなく、時にはそれぞれの状況になりうる可能性があります。引き続き支え合い、助け合える環境づくりを進めてまいります。
2-24	80 ページ、 表 下から 2 番目「虐待 防止と権利 擁護」のうち 「成年後見 制度」	成年後見制度については、まだまだ広く知られてはいないように思います。法定成年後見人、任意成年後見人（「市民後見人」の活躍の必要性）など、わかりやすく町民に知らせていってください。町民のなかから「市民後見人」が生まれ、活躍するための基礎を築くよう、施策の推進をお願いします。	成年後見制度について、認知症高齢者や障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。
2-25	87 ページ 「計画の推進体制」	(1)の町民の役割、(2)の区の役割も大切ですが、まず何よりも「町民への周知、啓発」が重要です。このことを推進体制の大きな柱と位置づけてください。	今後も地域福祉計画の周知啓発に努めます。